

## 居宅療養管理指導のサービスに係る重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社エルマノ
代表者氏名	野間 智彦
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	神奈川県横浜市戸塚区川上町 90-6 東戸塚ウエストビル 電話 045 (390) 0527
法人設立年月日	(法人設立年月日) 平成 4 年 7 月 1 日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	すばる中央薬局笛田店 (神奈川県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
介護保険指定 事業所番号	神奈川県指定 第 1442181915 号
事業所所在地	鎌倉市笛田 2-1-34
連絡先	TEL (0467) 73-8255 FAX (0467) 38-1831
事業所の通常の 事業の実施地域	鎌倉市

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師の指示に基づき、薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、すみれ中央薬局鎌倉店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する以外に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことは致しません。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	平日 午前 9:00 から午後 6:00 土曜日 午前 9:00 から午後 2:00 日曜・祝日 休み

#### (4) 緊急時の対応

- ① 緊急時の体制として、転送電話・携帯電話等の利用により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じて利用者の主治医又は医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

#### (5) 事業所の職員体制

管理者	管理薬剤師 新井 芳典
-----	-------------

従業員の職種	人員数	勤務の体制
薬剤師	常勤 1 名 非常勤 19 名	午前 9:00 から午後 6:00(月～金) 午前 9:00 から午後 2:00(土)
事務員	常勤 1 名	午前 9:00 から午後 6:00(月～金) 午前 9:00 から午後 2:00(土)

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

#### (2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

	単一建物居住者	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合	
居宅療養管理指導費	1人	518円	1036円	1554円	中心静脈栄養または癌末期患者の場合は、左記料金が1カ月最大8回まで生じます。 ※当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当指導料を算定する者の数が2人以下の場合にはそれぞれ「1人」である物とみなす。
	2~9人※	379円	758円	1137円	
	10人以上	342円	684円	1026円	
麻薬指導管理加算	-	100円	200円	300円	医療用麻薬など特別な薬剤が使用されている場合
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		250円	500円	750円	医療用麻薬注射など特別な薬剤が使用されている場合
在宅中心静脈栄養法加算		150円	300円	450円	在宅中心静脈栄養法など特別な薬剤が使用されている場合

<医療保険>

在宅薬学総合体制加算1	1回15点			
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	1回500点	} 合わせて月4回まで末期の悪性腫瘍又は注射による麻薬の投与が必要な場合月8回		計画的な訪問にかかる疾患の急変に伴い医師からの緊急を要する訪問指示があった場合。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	1回200点			
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	1回40点又は20点			重複投薬又は相互作用防止の目的で処方医に照会し処方内容が変更になった場合。
退院時共同指導料	入院中1回に限り600点			退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を入院保険医療機関の保険医又は看護師等と共同で行った場合。
時間外等休日加算	日曜・祝日(深夜を除く)			所定点数の140/100
時間外等深夜加算	午後10時~午前6時			所定点数の200/100
在宅患者緊急時等共同指導料	1回700点、但し、月2回まで			医師・看護師・ケアマネ等と共同で患者に赴き、指導する場合に算定。在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料併用不可。
在宅移行初期管理料	230点			計画的に実施する訪問薬剤管理指導の前の段階で訪問し、多職種と連携して服薬状況の確認、管理等の必要な指導等を実施した場合。
かかりつけ薬剤師指導料	76点			患者の同意を得てかかりつけ薬剤師となった者が計画外の疾患に対する臨時の薬剤を届けるために訪問した場合。

※居宅療養管理指導を開始して1~2カ月及び服薬状況の悪化(飲み残し・飲み過ぎ)などがある場合は、薬学的指導計画書を変更し、居宅療養管理指導が月4回になる場合があります。

#### 4 その他の費用について

サービス料	居住地以外の場所（居宅療養管理指導が算定できない場所）に訪問した場合、実費で500円を請求させていただきます。
-------	---

#### 5 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険（株）
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	業務の遂行中もしくは遂行の結果に起因する対人・対物事故について負担する法律上の損害賠償責任（対人・対物1億円限度）

#### 6 サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所のサービス提供にあたり、相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します  
苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 横浜市戸塚区川上町90-6 東戸塚ウエストビル 電話番号 045(390)0527 ファックス番号 045(390)0537 受付時間 9:00~17:30 (月~金)
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連合会) 苦情相談窓口	電話番号 045(329)3447 (ナビダイヤル) 0570-022110 [受付時間] 午前8時30分~午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

7 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

(乙) 当事業者は、利用者（以下、甲1）に対する居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、(甲1) (甲2) に対して、重要事項説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 事業者	所在地	神奈川県横浜市戸塚区川上町 90-6 東戸塚ウエストビル	
	法人名	株式会社 エルマノ	
	代表者名	野間 智彦	印
	事業所名	すみれ中央薬局店笛田店	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業所担当者から確かに受けました。

(甲1) 利用者	住所	
	氏名	

(甲2) 代理人	住所	
	氏名	